本件各控訴をいずれも棄却する。 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事実及び理由

一 控訴人らは、「一 原判決を取り消す。二 被控訴人らが、原判決末尾添付の別紙処分一覧表の被控訴人らに対応する控訴人らに対して、昭和五八年四月一四日付をもってそれぞれなした右一覧表の懲戒処分欄記載の各懲戒処分をいずれも取り消す。訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人らの負担とする。」との判決を求め、被控訴人らは、控訴棄却の判決を求めた。

二 当事者双方の主張は、後記理由中の各項の冒頭に掲記し、原審以来当事者双方 の争点とされている点のほか、原判決事実摘示と同じであるから、これを引用す る。

証拠関係(省略)

 \equiv

四 当裁判所も、控訴人らの本件各懲戒処分の取消しを求める請求は理由がなく、 本件訴えはいずれもこれを棄却すべきものと判断するが、その理由は、争点につき 以下に敷衍ないし補足するほか、原判決理由説示のとおりであるから、これを引用 する。

1 まず、控訴人らは、国公法九八条二項の規定は国家公務員労働者の争議行為を一律全面禁止するものであるから、右条項は労働基本権を保障する憲法二八条に違憲無効なものであると主張する。しかしながら、国公法九八条二項が公務の争議行為等を禁止するのは、国民全体の共同利益の見地からするやむを得ないわられるであって、憲法二八条に違反するものではないと解するのが相当である(最高裁昭和四三年(あ)第二七八〇号同四八年四月二五日大法廷判決・刑集二七巻四号五四七頁参照)。その他、控訴人らが同条項が違憲であるとして独自の解をもって縷々主張するが、いずれも採用することができない。2 次に、大学により、国会社、公司、日本の規模により、国会社、公司、日本の規模により、国会社、公司、日本の規模により、国会社、公司、日本の規模により、国会社、公司、日本の規模により、国会社、公司、日本の規模により、日本の規模により、国会社、公司、日本の規模に対している。

ででは、ないまれる保内することができない。 2 次に、控訴人らは、仮に、国公法九八条二項の規定が憲法二八条に違反しないものであるとしても、公務員の労働基本権制限の代償措置が機能を果さない場合をの機能を果させるよう要求してなされる争議行為に対して国公法九八条二項を適用して懲戒処分を課すことは、適用上違憲であると主張し、右同条項の適用による、の分が適用上の違憲となるかの判断基準は、前掲最高裁判所大法廷判決におら代遣・天野追加補足意見のいうところの、公務員の争議を制約することに見合う代償措置が画餅に等しいと見られる事態が生じたかどうかにも、とされるべきであると主張する。そこで進んで、本件において、公務員の争議行為を制約するに見合う代償措置が画餅に等しいと見られる事態が生じたかどうかにても、以下に若干検討する。

(一) 前記引用に係る原判決挙示の各証拠によれば、次の事実が認められる。

(1)公務員の給与の改定に関する人事院勧告は、昭和二三年の第一回勧告以来、改定の金額或は改定の実施時期において完全な実施が見送られるという状態が続いたが、昭和四五年に至って完全に実施されるようになり、その際、佐藤栄作内閣総理大臣は、同年一二月三日開催の第六四回国会衆議院本会議において、人事院勧告はこれを尊重するというのが公務員法の趣旨からして当然のことであり、今回実現した完全実施の建前を今後とも実施してまいりたいと考えている旨発言している。その後、政府は、昭和四五年から昭和五五年まで一一年間にわたり人事院勧告に

その後、政府は、昭和四五年から昭和五五年まで一一年間にわたり人事院勧告に全面的に従って公務員の給与の改定を実施したが(但し、昭和五四年度及び昭和五五年度の勧告については、指定職職員の給与改定の実施時期を除く。)、この一年間の人事院勧告の完全実施について、昭和五六年八月一八日開催の第九四回国衆議院内閣委員会及び同月二〇日開催の参議院内閣委員会において、総理府総務では、昭和四五年以来人事院勧告の完全実施という慣習が慣熟して労使の関係が非常に安定した状態を維持してきており、それが社会一般に非常に良い結果を与えている旨の発言をして、内閣官房長官は、人事院勧告を完全実施するということは、こことに大きな寄与をしていることも事実にあることに大きな寄与をしていることに大きな寄与をしていることも事実にあることに大きな寄与をしていることに大きな寄与をしていることに大きな寄与をしていることに大きな寄与をしていることに大きな寄与をしていることに大きな寄与をしていることに大きな寄与をしていることに大きな寄与をしていることに大きなおよりに対している。

(2) ところが、政府は、昭和五六年―一月二七日同年度の人事院勧告について、 財政状態が逼迫していることを理由として、一般職の職員については勧告通り同年 四月一日から給与の改定を行うが、指定職及び本省課長等の職員については翌五七年四月一日から給与の改定を行い、期末勤勉手当は昭和五五年度の俸給等を基準に算定した額とすることなどを内容とする閣議決定をし、これに基づく一般職の給与に関する法律の一部改正案を国会に提出し、国会はこれを可決した。その際、鈴木善幸内閣総理大臣は、昭和五六年一一月二六日開催の第九五回国会参議院行財政改革に関する特別委員会、内閣委員会、地方行政委員会、大蔵委員会連合者会において、今年は財政非常の事態であるので異例の措置をとったが、この根幹に触り返されるようであれば、まさに人事院制度の根幹に触れるような結果になるので、今後は人事院制度或はその勧告の重みというものを十分心得で試意をもって取り組んでいく所存である旨発言になる。

(3)昭和五七年に入り、同年四月一四日に日本公務員労働組合共闘会議が提出した要求書に対し、総理府総務長官は、人事院勧告は、労働基本権制約の代償措置のひとつと理解しており、それを尊重するのが基本的建前であること、逼迫した財政事情をはじめ極めて厳しい状況下にあることを前提として、昭和五七年度の人事院勧告の取り扱いには誠意をもって努力する旨明言した。

そして、同年九月二四日の閣議において、人事院勧告につき労働基本権の制約、 良好な労使関係の維持等に配慮しつつ検討を進めてきたが、未曾有の危機的な財政 事情の下において、国民的課題である行財政改革を担う公務員が率先してこれに協 力する姿勢を示す必要があることに鑑み、また、官民給与の較差が一〇〇分の五未 満であること等を総合的に勘案して、その改定を見送るものとする旨を決定した。

なお、内閣総理大臣は、同日、国家公務員の給与についての談話を発表し、我が国の財政はかつてなく逼迫し、思い切った行政の効率化と歳出の抑制を図ることが緊要な課題となっており、このように逼迫した財政を再建するため、国民各層にのよるを分かち合うことを願わざるを得ない今日、国家公務員が率先して給与改定の見送りを甘受し、難局打開に貢献する姿勢を示すことを切望するものである旨述べるとともに、同年一〇月四日、自ら総評、同盟等関係各労働団体と会見し、今回の措置について理解と協力を求め、また、今回の措置は極めて異例なものであり、このような措置が繰り返されることのないよう最善の努力をする旨を述べている。

(4) 同年一〇月一八日付け等のILOからの要請に対し、政府は、人事院勧告を尊重するという基本方針を堅持しており、今後もこの方針を変える考えはないこと、政府は現実にも従来から人事院勧告を最大限の努力を払って実施してきたいまで、本年度は遂に財政が未曾有の危機的な状況となったため、極めて異例の措置との、その実施見送りを決定したこと、その際、政府は、関係労働団体に対しこの決定の前後を問わず誠意をもって対応してきたこと、来年度以降の人事院勧告の取り扱いについては、それが政府に提出された時点で国政全般との関連においては、予算を表現していること等を内容とする見解を表明している。(5)他方、人事院勧告を受けた国会においては、昭和五七年一一月二六日から、「日本での関ロを対している」と答案の表表は正常の関係を表現している。

(5)他方、人事院勧告を受けた国会においては、昭和五七年一一月二六日から同年一二月二五日までの間、同年度の一般会計補正予算等の審議のために開催された第九七回臨時国会において、国家公務員の給与改定の見送りについて議論が行われたが、同月二五日、これを見送ることを前提とした補正予算が成立した。このようにして成立した補正予算の内容は、租税収入等が当初予算より約六兆一四六〇億円減収となる見込みとなったことに伴う歳入不足に対処するため、給与改定の見送りに伴う給与改善費の不要額約六六九億七五〇〇万円を含む既定経費の節減等の歳出

補正を行った。

右によれば、昭和五七年度において我国の国家財政は未曾有の危機的な状況にあったものというべきであり、同年度の国家公務員の給与の改定に関する人事院勧告の不実施は、この未曾有の危機的な財政事情というやむを得ない事情によりなされたものといわざるを得ない。

(二) この点につき、控訴人らは、昭和五七年度は未曾有の財政危機ではなかった等とはな主張する。しかし、たとえ同年度の歳入が前年度に比べて落る巨額の成存度がその後の年度より低くても、六兆円にものぼる巨額の次陥が予想されたものである以上、財政状態は危機的状況にあったものというであり、また、高いレベルにあった当時の国債依存度(約三〇パーセント)にあった当時の国債依存度(約三〇パーセント)にあった当時の国債依存度(約三〇パーセント)にあるというであり、また、高いレベルにあった当時の国債依存度(約三〇パーセント)にあるとのにあることはできない。なお、巨額の歳入欠陥の原因が、政府の経済成長率の意図的な日にできない。なお、巨額の歳入欠陥の原因が、政府の経済成長率の意図的な日間によりにあるとの控訴人らの主張を証するにとりる第一次答申で「増税なこと同様により税収の増加を図ることにできない。

(三)要するに、政府は、人事院勧告を尊重するという基本方針を堅持し、将来もこの方針を変更する考えはなかったものであるが、昭和五七年当時の国の財政は、前年度の約二兆五〇〇〇億円の決算不足分の問題、六兆円にものぼると見られため、年度の歳入不足の問題等困難な問題を抱える未曾有の危機的な状況にあったため、やむを得ない極めて異例の措置として同年度に限って人事院勧告の不実施を決定に争議権が認められていたとしても、給与支給の原資が乏しければ給与の増額は見送らざるを得ないのであるから、右昭和五七年度に限って行われた人事院勧告の当該るを得ないのであるから、右昭和五七年度に限って行われた人事院勧告の当該るを得ないのであるから、右昭和五七年度に限って行われた人事院勧告の当該をもって直ちに、公務員の争議行為等を制約することに見合う代償措置がい。そうすると、いずれにせよ、右の事態が生じていることを前提とする控訴人らの主張用の限りでない。

3 さらに控訴人らは、国公法七四条一項は、「すべて職員の分限、懲戒及び保障については、公正でなければならない」と定めているところ、人事院勧告の完全実施の要求は正当なものであり、昭和五七年度における人事院勧告の凍結の理由は不当なものであったから、本件懲戒処分は、この懲戒の根本原則である公正の原則に明らかに違背し、社会観念上著しく妥当を欠くものであって、懲戒権の濫用として違法であると主張するので、以下において、あらためて、本件懲戒処分が裁量権の監用にあたるかどうかについても補足判断する。

(一)公務員につき、国公法に定められた懲戒事由がある場合に、懲戒処分を行うかどうか、懲戒処分を行うときにいかなる処分を選ぶかは、懲戒権者の裁量に任されているものと解すべきであり、懲戒権者が右の裁量権の行使としてした懲戒処分は、それが社会観念上著しく妥当を欠いて裁量権を付与した目的を逸脱し、これを濫用したと認められる場合でない限り、その裁量権の範囲内にあるものとして、違法とならないものというべきである(最高裁昭和四七年(行ツ)第五二号、同五二

年一二月二〇日第三小法廷判決・民集三一巻七号一一〇一頁参照)。 (二)このような見地に立って本件をみると、前記引用に係る原判決挙示の各証拠

によれば、以下の事実が認められる。 (1) 前記2において認定したとおりの経過で昭和五七年度の公務員の給与の改定 に関する人事院勧告の不実施が決定されたが、これに対して、全農林は、昭和五七 年九月二四日及び二五日に地方本部委員長及び書記長会議を開催し、人事院勧告の 完全実施等を闘争目標として二時間を限度とする統一ストライキを臨時国会の山場 に配置する闘争態勢を確立することなどを含む八二秋季年末闘争方針草案について 討議して大筋の了承を得た。次いで、全農林は、同月二七日に控訴人らが副中央執 行委員長又は中央執行委員としてその構成員となっている第八回中央執行委員会を 開催し、右のとおり地方本部委員長・書記長会議で大筋の了承を得ていた、人事院 勧告の完全実施等を闘争目標とし、最高半日の統一ストライキを臨時国会の山場に 配置し、いつでも決行できる闘争態勢を確立すること、ストライキ批准投票は同年 一〇月二〇日を目処に完了することの二つの闘争方針を含む八二秋季年末闘争方針 案を決定した。全農林はさらに、同年一〇月六日及び七日に第八二回中央委員会を 開催して、右中央執行委員会で決定された八二秋季年末闘争方針案を同闘争方針と して決定し、同月七日に全農林労働組合第八二回中央委員会名義で、「総評が提起 する全一日規模のストライキ戦術を受け、臨時国会ヤマ場においては、 日本公務員 労働組合共闘会議が決定する最高の戦術をもって断固戦い抜くことを確認し、スト ライキ態勢を確立し、組織の総力をあげ要求課題の解決に向け、不退転の決意で戦 い抜く」との文言を含む闘争宣言を発表する一方、全農林中央本部は、各地方本部 に対し、八二秋季年末闘争方針の全組合員への周知徹底と闘争態勢の確立及び統一 ストライキ態勢の確立と批准投票(一〇月二〇日を目処)の実施を内容とする指令 を発した。

(2) 全農林中央本部は、同年一〇月一二日から二〇日までの間に八二秋季年末闘 争方針を実施するためのオルグ活動を行うこととし、その実施のため、東北地方本 部に控訴人a、関東地方本部に同b、東京都本部及び九州地方本部に同c、東海地 方本部に同d、中国地方本部に同e、四国地方本部に同fをそれぞれ派遣すること を決定し、右aは同月一八日に福島種蓄牧場において、同月一九日に東北農政局福島統計情報事務所、福島食糧事務所及び東北農政局阿武隈地域総合開発調査事務所 において、右fは同月一三日に高知食糧事務所及び同食糧事務所土佐山田支所にお いて、同月一四日に中国四国農政局高知統計情報事務所須崎出張所及び高知食糧事 務所中村支所において、右eは同月一三日に広島食糧事務所において、同月一四日 に中国農業試験場において、同月一五日に中国四国農政局吉井川農業水利事業所、 同局岡山海岸保全事業所及び同局土地改良技術事務所において、右dは同月一二日 に名古屋肥飼料検査所、名古屋農林規格検査所及び東海農政局において、同月一三 日に関東農政局静岡統計情報事務所静岡出張所、遠洋水産研究所及び果樹試験場興津支場において、右cは同月一二日に九州農業試験場畑作部及び九州農政局南九州 地域総合開発調査事務所において、同月一三日に宮崎種蓄牧場において、同月一四 日に鹿児島食糧事務所大口支所及び同食糧事務所加治木支所において、同月一五日 に鹿児島食糧事務所鹿屋支所及び宮崎種蓄牧場鹿児島支場において、同月一八日に 東京農林規格検査所において、右bは同月一六日に東京食糧事務所において、同月 一八日に横浜植物防疫所、横浜農林規格検査所及び関東農政局神奈川統計情報事務 所が入居している横浜農林水産合同庁舎において、それぞれ本件ストライキのため

 いて前同様の警告をしたが、全農林中央本部は、同月二三日ころ、同月二四日に一時間のストライキを実施するよう指令を発し、右指令に基づき右農林水産省職員の うちその九割を超える三万八五五三名の全農林組合員は、同月二四日に始業時から 一時間のストライキを行った。

右によれば、控訴人らは、全農林労働組合の副中央執行委員長又は中央執行委員として、中央執行委員会の本件各ストライキに関する指令の発出に関与し、また、それぞれ地方へオルグとして派遣されて本件各ストライキ実施のためのオルグ活動をしたものであるから、控訴人らは、本件各ストライキの遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおったものというべく、国公法九八条二項の規定に違反し、同法八二条一号に該当するものというべきである。

- (三)次に、控訴人らの処分歴及び他の争議行為における処分の程度等についてみると、前記引用に係る原判決挙示の各証拠によれば、控訴人らは本件処分前、控訴人 a は減給二回及び戒告一回、同 e は減給五回、同 f は減給四回、同 d は減給三回及び戒告一回、同 c は停職二回及び減給一回、同 b は減給二回の懲戒処分をそれぞれ受けていたものであり、また、農林水産省における争議行為とそれに対する処分は、おおよそ、次のとおりであることが認められる。
- (1)退職手当制度改悪反対、定年制法制化反対、賃上げを闘争目標として、昭和五五年四月一六日に早朝一時間のストライキを実施し、同年七月一一日に中央執行委員らが停職一月等の懲戒処分を受けた。
- (2)統一賃金要求の実現、退職手当法改悪反対及び定年制法制化反対を闘争目標として、昭和五六年四月三日に早朝二九分間のストライキを、定年制法案及び退職手当改悪法案の成立阻止を闘争目標として、同年六月四日に早朝一時間のストライキをそれぞれ実施し、同年七月九日に中央執行委員らが停職二月等の懲戒処分を受けた。
- (3)人事院勧告の完全実施、退職手当法改悪阻止及び反動的行政改革法案成立阻止を闘争目標として、昭和五六年一〇月二九日に早朝二九分間のストライキを、人事院勧告の完全実施を闘争目標として、同年一一月二五日に早朝一時間のストライキをそれぞれ実施し、昭和五七年二月一八日に中央執行委員らが停職二月等の懲戒処分を受けた。
- 処分を受けた。 (4)人事院勧告の完全実施を闘争目標として、昭和五八年一〇月七日に早朝一時間のストライキを、同月二一日に昼休み後二九分間の勤務時間内職場大会をそれぞれ実施し、昭和五九年四月二六日に副中央執行委員長らが停職三月等の懲戒処分を受けた。
- (5)人事院勧告の完全実施、労働基本権確立を闘争目標として、昭和五九年一〇月二六日に早朝二時間のストライキを実施し、昭和六〇年四月二五日に副中央執行委員長らが停職四月等の懲戒処分を受けた。
- (6) 賃上げを闘争目標として、昭和六〇年四月一七日に早朝二九分間のストライキを実施し、同年九月一九日に副中央執行委員長らが停職一月等の懲戒処分を受けた。
- 4 以上によれば、本件各懲戒処分の違憲、違法を主張して右各処分の取消しを求める控訴人らの本訴請求はいずれも理由がないことに帰する。

五 よって、本件各懲戒処分の取消請求をいずれも棄却した原判決は相当であって、本件控訴はいずれも理由がないから棄却することとし、控訴費用の負担につき行政事件訴訟法七条、民訴法九五条、八九条、九三条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 宍戸達徳 福島節男 大坪丘 宍戸達徳)